

部活動に係る活動方針

佐賀県立太良高等学校

基本方針

- ・部活動を通じて、クラスや学年の枠を越えた仲間づくりを体験し、社会性や帰属意識を育む。
- ・部活動を通じて、目標に向けて努力することや、目標達成のために仲間と協力することを体験し、支えあうことの大切さ学ぶ。
- ・課題に挑戦することで心身の成長を果たし、自己肯定感を育み、豊かな人間性を涵養する。

1. 適切な運営のための体制整備

- ・各部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を提出し、校長の承認を得る。
- ・各部顧問は、生徒及び保護者に対し「活動目標」、「活動計画」等を、具体的に示す。

2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- ・校長及び各部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、夏季の活動については特に熱中症事故防止の観点から適切な対応をとる。
- ・各顧問は、生徒一人ひとりの発達段階に応じた指導を心がけ、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- ・校長及び各顧問は、目先の結果にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、保護者にも理解と協力を得よう努める。

3. 適切な休養日等の設定

成長期にある生徒が運動、食事、休養、睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、帰宅時間に配慮するとともに、適切な休養日を設ける。

- ・1日の活動時間は、平日は2時間程度、週休日・休業日は3時間程度とする。
- ・平日は19時まで、週休日・休業日は17時までに下校を完了する。
- ・学期中の休養日は週当たり2日以上とし、原則として平日に1日、週休日に1日とする。
- ・公式大会等により上記の休養日を設定できない場合は、大会後4週間以内に振り替える。
- ・長期休業中は、学期中の休業日の設定に準ずる。また、連続した長期休養期間を設ける。

4. 参加する大会や練習試合等の見直し

- ・校長及び各部顧問は、教育的意義を考慮して参加する大会等を精査し、生徒及び顧問の負担が過度とならないよう配慮する。
- ・休養日が適切に設定できるよう、大会や練習試合への参加が連続週にわたることがないよう考慮する。

参考 スポーツ庁. 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン, 2018

佐賀県. 運動部活動の在り方に関する方針, 2018